

## 久留米市公告第167号

令和5年度久留米市分譲マンション管理実態調査（訪問調査）業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和5年6月22日

久留米市長 原口 新五

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名：令和5年度久留米市分譲マンション管理実態調査（訪問調査）
- (2) 履行場所：久留米市内
- (3) 業務内容：別紙「令和5年度久留米市分譲マンション管理実態調査 仕様書」のとおり
- (4) 業務期間：60日間
- (5) 予定価格及び入札書比較価格：

予定価格	¥937,200-
入札書比較価格	¥852,000-
- (6) 最低制限価格：

最低制限価格	¥702,900-
最低制限比較価格	¥639,000-
- (7) 支払条件：前払金 無し  
部分払 無し

### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札参加資格確認申請書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 業務を担当する事業所に、マンション管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に基づく登録を受けたマンション管理士が1名以上在籍しており、別添仕様書の5の(4)の条件を満たす者であること。
- (2) 過去5年以内に他自治体で今回の業務内容と類似の業務の完了実績があること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいづれにも該当しないものであること
- (4) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (6) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。

ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料  
イ アを除く福岡県内 県税

- (7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

### 3 契約条項を示す場所

- (1) 契約条項を示す場所：10 事務局
- (2) 仕様書等の入手場所：市ホームページからダウンロード  
ダウンロード先：市ホームページ>暮らし・届出>住宅・建築物>マンション管理

### 4 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、以下の(1)に掲げる提出書類を持参又は郵送にて提出すること。また、エ、オは締切日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

郵送の場合、一般書留又は簡易書留のいずれかで送付すること。

#### (1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（第1号様式）
- イ 類似業務の実績報告書（第2号様式）
- ウ 役員等調書及び照会承諾書（様式第3号）
- エ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）
- オ 入札に参加しようとする者の所在地に応じて、次に掲げる納税等証明書
  - ① 久留米市内 国税、県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
  - ② ①を除く福岡県内 国税及び県税
  - ③ 福岡県外 国税
- カ 業務を担当する事業所に、マンション管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に基づく登録を受けたマンション管理士が1名以上在籍していることがわかる資料

#### (2) 提出期限

令和5年7月4日（火）17時 必着

#### (3) 提出先（宛先）

10 事務局

#### (4) 入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を入札参加資格確認通知書を送付し通知する。なお、入札参加資格を有する者につ

いては、入札書（第6号様式）も送付する。

## 5 入札及び落札者の決定方法

- (1) 入札日時：令和5年7月19日（水）10時00分から
- (2) 入札場所：久留米市庁舎12階会議室
- (3) 入札金額：入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。
- (4) 委任状  
会社代表者以外の者が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (5) 入札回数 2回まで
- (6) 落札者の決定方法  
予定価格以下（かつ最低制限価格以上）の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。
- (7) 入札辞退  
入札参加資格を有する者について、入札を辞退する者は、入札執行前までに「入札辞退書」（第4号様式）にて届け出なければならない。
- (8) その他注意事項
  - ア 入札者は、所定の入札書に鮮明な字体で必要事項等を記名押印し、また金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入する。封筒にいれて、入札者又は代理人自ら入札箱に投入する。
  - イ 入札者は、入札執行について係員の指示に従うこと。
  - ウ 入札者は、提出した入札書の書換え又は撤回はできない。
  - エ 入札後直ちに開札する。開札に出席しなかった場合は、開札の結果に異議を申し立てることができない。

## 6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金  
入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、減免する。  
入札保証金の減免及び納付方法については、入札参加資格確認通知において通知する。
- (2) 契約保証金  
落札者は、契約までに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の

保証をもってかえることができる。また、規則第 27 条に該当する場合は減免する。

## 7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が 2 以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

## 8 その他入札に関し必要な事項

### (1) 質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から令和 5 年 6 月 27 日（火）
- ② 受付場所：10 事務局
- ③ 質問の提出方法：  
FAX 又は E メールにより質問書（第 5 号様式）提出し、電話にて着信を確認すること。電話での質問は受け付けない。
- ④ 質問に対する回答：  
令和 5 年 6 月 29 日（木）までに E メールで回答する。また、市ホームページでも公開する。

### (2) 契約締結日

落札した者は、令和 5 年 7 月 25 日（火）までに契約締結の手続きを行うこと。

## 9 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されている者は、この限りでない。

10 問い合わせ先（事務局）

久留米市 都市建設部 住宅政策課

住所：久留米市城南町15-3 市庁舎13階

電話：0942-30-9139

FAX：0942-30-9743

Eメール：[housing@city.kurume.lg.jp](mailto:housing@city.kurume.lg.jp)